

～平成30年4月1日採用職員を募集します～

## 行田市職員採用試験(第2次募集)を実施します

募集職種	募集人数	応募要件(学歴、資格、年齢など)	
一般事務職	若干名	大学を卒業した方または平成30年3月31日までに卒業見込みの方	平成3年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方
一般事務職(身体障がい者)	若干名	次の全ての要件に該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・介護なしで週5日間、週38時間45分の職務の遂行が可能な方 ・活字印刷文による出題および口述試験に対応できる方	昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方
土木技術職	若干名	大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)・高等学校で、土木の専門課程を専攻し卒業した方または平成30年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方 【短大卒】昭和62年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方 【高校卒】昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方
		1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方	昭和62年4月2日以降に生まれた方
建築技術職	若干名	大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)・高等学校で、建築の専門課程を専攻し卒業した方または平成30年3月31日までに卒業見込みの方	【大学卒】昭和62年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方 【短大卒】昭和62年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方 【高校卒】昭和62年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方
保健師	1人	保健師の資格を有する方または平成30年3月31日までに資格を取得できる見込みの方	昭和62年4月2日以降に生まれた方
保育士	1人	保育士の資格を有する方または平成30年3月31日までに資格を取得できる見込みの方	昭和62年4月2日以降に生まれた方
学芸員(考古学)	1人	大学または大学院で日本考古学を専攻し、博物館法による学芸員の資格を有する方または平成30年3月31日までに資格を取得できる見込みの方	昭和62年4月2日以降に生まれた方
教育相談員	1人	臨床心理士、臨床発達心理士、学校カウンセラー等の資格を有する方または平成30年3月31日までに資格を取得できる見込みの方	昭和52年4月2日以降に生まれた方

※詳細は、受験案内または市ホームページをご確認ください。

▶試験日および試験会場 平成30年1月14日(日)、行田市役所および教育文化センター「みらい」

※試験会場は申し込み状況により変更になる場合があります。

▶申し込み 人事課で配布している受験案内・申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、12月1日(金)～25日(月)の午前9時～午後5時に持参または郵送により提出してください(土・日曜日、祝日を除く)。  
※郵送の場合は12月22日(金)の消印まで有効 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人事課

▶その他 受験案内申込書の請求と受験の申し込みは郵送でも可能です。その場合は、郵送する封筒に「受験案内請求(〇〇)」または「受験申し込み(〇〇)」(〇〇には希望職種を記入)と記載の上、請求者(申込者)の住所を明記した返信用封筒(角形2号、120円分の切手を貼付)を同封してください。

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

## 博物館連続講座 ～資料が語る行田の歴史3～

郷土博物館の4人の学芸員が講師となり、日頃市域の資料と接するなかで分かった“とっておきの行田の歴史”をお話しします。

期 日	内 容
1月20日(土)	阿部正敏と正識～“老中の家”の苦悩と反逆～
2月3日(土)	「天保忍藩日記」からみる松平忠国の政事
3月3日(土)	酒巻14号墳出土 力士埴輪の再考
3月17日(土)	口承文芸入門～行田の民話を中心に～

▶時 間 午後2時～3時30分

▶場 所 郷土博物館講座室

▶定 員 80人

▶申し込み・問い合わせ 電話で同館 ☎554-5911

## 巨大なわらアートの展示が始まります

世界最大の田んぼアートから出た稲わらを用いて作られる「わらアート」の展示が、12月23日(土)から、古代蓮の里で始まります。今年度のわらアートは完成してからののお楽しみ。ご期待ください。

なお、わらアートの展示は平成30年3月25日(日)までを予定しています。

▶問い合わせ 商工観光課観光担当(内線389)

## 三ない運動「贈らない・求めない・受け取らない」

### 政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることとは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

#### ①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。  
※政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するものは、禁止の対象から除かれます。  
※政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は禁止されています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

#### ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることは禁止されています。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

#### ③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が構成員などになっている団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をしたりすることは禁止されています。

#### ④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

#### ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

#### ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)